

社会福祉法人 溪仁会 介護老人保健施設  
iK コミュニティホーム八雲

# 介護福祉士 修学資金貸付制度のご案内



この制度はコミュニティホーム八雲（以下、当施設）が指定する介護福祉士の養成校に入学を予定している方で卒業後に、原則、当施設において介護業務に従事する意思がある方を対象に、無利子で修学に必要な資金を貸し付けることによって、介護福祉人材の育成並びに確保に努め、質の高いサービスの提供を実現することを目的としています。

貸し付ける修学資金については養成校の卒業後に返還を要しますが、当施設において従事した場合は一定の要件によって返還を免除致します。

<修学資金貸付制度 募集要項>

1. 対象養成校

- ①栗山町立北海道介護福祉学校、学校法人西野学園函館臨床福祉専門学校、  
学校法人成徳学園せいとく介護こども福祉専門学校
- ②上記のほか申請者が希望し当施設が適切と認める養成校

2. 貸付対象者

対象養成校に入学を予定している方

3. 貸付金額

1,750,000円

4. 貸付期間

2年間（対象養成校における正規の修業期間内）

5. 貸付申請

申請をする場合は連帯保証人を立て必要な書類一式（申請書、成績証明書、卒業見込み証明書）を提出していただきます。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

6. 貸付決定

申請書類一式を審査の上、本人との面接等を行い決定します。なお、貸付人数は当施設の運営状況をもとに決定します。決定の際は、別紙「修学資金貸付計画書」のとおり、月末に申請者の指定口座へ振り込みます。

7. 修学状況の確認

修学期間中は、年次毎に成績や出席日数等の修学状況を報告していただきます。

8. 貸付決定の取り消し

次に該当する場合は、貸付決定を取り消します。

- ①養成校を退学したとき
  - ②貸付を辞退したとき
  - ③傷病、その他の事由により修学が困難であると見込まれたとき
  - ④死亡したとき
  - ⑤当施設の職員として不適格であると判断されたとき
  - ⑥その他、本制度の目的を達成する見込みがないと判断されたとき
- ※養成校を休学した場合は、その期間の修学資金貸付を停止します

9. 返済

貸付期間が満了した場合および貸付決定が取り消された場合は、その翌月から6ヶ月以内に返済をしなければなりません。ただし、次に該当する期間は返済を猶予することができます。

- ①卒業後に当施設で従事している期間
- ②貸付決定が取り消されたあと当施設が適切と認める期間

10. 返済免除

- ①当施設での就労期間が5年以上の場合は、貸付額の全額1,750,000円の返済を免除します。
- ②当施設での就労期間が4年以上5年未満の場合は、貸付額の内1,400,000円の返済を免除します。
- ③当施設での就労期間が3年以上4年未満の場合は、貸付額の内700,000円の返済を免除します。
- ④当施設での就労期間が2年以上3年未満の場合は、貸付額の内350,000円の返済を免除します。
- ⑤当施設での就労期間が2年未満の場合は、貸付額の返済の免除はなく、貸付額の全額1,750,000円を返済していただきます。

11. 申込み・問い合わせ先

社会福祉法人溪仁会 介護老人保健施設コミュニティホーム八雲  
〒049-3117 二海郡八雲町栄町13番地1  
☎0137-65-2000 E-mail : yakumo@kejinkai.or.jp